

飯田市自治基本条例第4章の検証結果 中間報告

I 経過

- 5月 7日 議長から市長あてに、地域自治組織の検討に関し報告を求めた
- 6月18日 報告書に基づきムトスまちづくり推進課から、市長部局の地域自治組織の検討状況の報告を受ける
- 7月22日 ムトスまちづくり推進課から、まちづくり委員会あてに実施したアンケート結果の中間報告を受け意見交換を行う
- 9月17日 市民協働環境部長及びムトスまちづくり推進課長から市長部局での検討経過について説明を受けた後、質疑、意見交換を行う
- 10月23日 「飯田市自治基本条例第4章の検証結果 中間報告」(案)に基づき意見交換

II 検証内容

平成26年2月24日に決定した検証方法に沿って、飯田市自治基本条例第4章の条文ごとに検証した。

1 市民組織の尊重 第11条第1項

条文	市は、・・・市民組織が活動するために必要な支援を行います。
推進会議の視点	必要な支援は行われているか
まちづくり委員会へのアンケート結果から	・いくつかの地区においてまちづくり委員会との連携が見られるが、ほとんどの地区では新たな市民組織が育っていない。
推進会議での主な意見	特になし

2 地域自治の推進 第12条

条文	市は、地域の特性と自主性が活かされた、個性豊かで・・・推進するため、自治の基本原則に基づき、分権によるまちづくりの仕組みを目指します。
推進会議の視点	分権によるまちづくりの仕組みはできているか
まちづくり委員会へのアンケート結果から	・竜丘地区から「地方分権のまちづくりを推進し、住民自治の拡充を図るため、まちづくり委員会の事務局が自立できる方策を明らかにしていく」との提案がなされている。
推進会議での主な意見	・市の考え方としては、まちづくり委員会の事務局は、センターの職員や臨時職員が専任していく形にとらわれない。しかし、職員によるサポートのあり方は検討していくが、まちづくり委員会による事務局職員の採用というやり方を広めていくことは

	<p>考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・座光寺地区でも、4月から、地域で事務員を雇っている。
--	--

3 地域自治区 第13条第2項

条文	<p>地域自治区におかれる地域協議会は、地域の住民により構成され、地域の意見を調整し、協働によるまちづくりを推進します。</p>
推進会議の視点	<p>地域協議会に地域の意見を調整する機能が備わり、実働しているか</p>
地域協議会の実態や活動事例の報告から	<ul style="list-style-type: none"> ・地区によっては、まちづくり委員会の会長と地域協議会の会長を同じ人がやっている。実態は各地区様々で、まちづくり委員会連絡協議会でも意見はまとまっていない。 ・地域協議会は、少なくともパワーアップ交付金の監査機能は持っている。 ・メンバー構成については、公募委員の多少、まちづくり委員会役員の割合、女性委員の割合等は地区によって様々。また、上村地域や南信濃地域は、経緯が違うことによる特性もある。 ・発足後初めて6月30日に、地域協議会会長会を開催し、運営の現状、委員選出の状況について意見交換し、関係法令などを研鑽した。会議の中で、橋北と竜丘において地域協議会が、具体的な地域課題に取り組んだ活動事例も併せて報告された。
推進会議での主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・橋北と竜丘において、具体的な地域課題に地域協議会が取り組んだ活動事例は、条例第13条第2項の好事例だと思う。 ・「市への要望は、すべて地域協議会を経由して出していくのが良いのではないか」との意見が出されたが、「地域によっても異なる」という意見も出された。 ・地域協議会は行政の一部なので、桐林クリーンセンターに関する市との協定は、当時の自治会が結んだ。ただし、この時期は、地域協議会が存在しない時期であった。 ・「地域協議会とまちづくり委員会の会長は、兼ねない方がいい」との意見が出されたが、「使い分けている地域も多い」との意見も出された。 ・まちづくり委員会の活動が年を重ねてきたことから、地域協議会の委員にまちづくり委員会のOB・OGが入ってはどうか。 ・地域協議会とまちづくり委員会双方の意思疎通ができていない。 ・委員が一斉に変わってしまうことによる継続性の懸念もある。

4 自治活動組織 第15条3項

条文	自治活動組織は、地域市民の加入や参加が推進されるために必要な環境づくりに努めます。
推進会議の視点	市と自治活動組織は、市民の加入や参加が促進されるために必要な環境づくりに努めているか
まちづくり委員会へのアンケート結果から	<ul style="list-style-type: none"> ・新規加入が進まない理由として、①会費②地域の役員になること③高齢化 などがあげられている。 ・市の指針に基づいて取り組んでいるが、課題は多い。 ・地区ごとに、市の助成を受け加入推進のためのパンフレットを作成・配布している。
推進会議での主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・組合未加入の問題は、アパートの住人も含めて、数値的に把握し徹底的な分析と把握が必要 ・親と一緒に、子と一緒に住まない状況がある。根本的な検討が必要 ・東野地区では、公民館の負担金を集めることをやめてその結果多くの人が加入しやすい状況をつくることを決めた。 ・区ごと、常会ごと負担金が違う現状がある。家庭ゴミの収集に併せて衛生組合の加入促進を行い、成功した事例もある。家庭ゴミや災害助け合いに特化した組織を常会と別に考えたかどうか。

II まとめ

- 1 市民協働環境部ムトスまちづくり推進課が中心となっていて行っている地域自治組織の検討において、庁内の議論、また、まちづくり委員会連絡協議会、地域協議会会長会の論議の中でも、飯田市自治基本条例第4章の各条文内容に関わる意見は特になかった。
また、議会改革推進会議と市側との議論の中でも条例第4章の条文の改正が必要との意見はなく、条文の改正は必要ないと判断した。
- 2 市側が各種団体と意見交換していることも踏まえて、議会改革推進会議としては、条例第4章について、行政と市民を巻き込んだ新たな組織を立ち上げて検証する必要性は現段階においては無いと判断した。
- 3 現在も、行政とまちづくり委員会連絡協議会、地域協議会会長会両組織との検討は続いており、議会としては、当面議論を見守ることとしたい。